

江府町選挙管理委員会告示第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2の第2項の規定により、令和7年3月28日から同年4月3日までの7日間、江府町条例改廃請求者署名簿を関係人の縦覧に供したところ異議の申出がなかったため、署名の効力が確定した結果、有効署名の総数は次のとおりとする。

令和7年4月4日

江府町選挙管理委員会委員長 加持谷 邦男



有効署名の総数 45人